

## 第2章

### 国家・公民社会と「実社会」の関係性 NGO 活動の事例から

中野 亜里

#### 要約：

ベトナム共産党の公的イデオロギーに基づく国家と公民社会の関係に対して、公民社会とは別の次元で動く「実社会」の存在を措定し、「実社会」の一部として NGO 活動の事例をとりあげ、国家と「実社会」の関係を考察する。

#### キーワード：

国家 社会 NGO 法治国家 ベトナム

#### はじめに

本章では、ベトナム共産党のイデオロギーに基づく国家と公民社会の概念に対して、必ずしもその概念に適合せず、公民社会とは別の次元で動く「実社会」の存在を措定し、NGO 活動の事例を取り上げて国家、公民社会、実社会の関係を考察する。

第1節では、公的イデオロギーに基づく国家と公民社会の概念、および両者の関係について、共産党や国家機関の有識者が展開している議論を整理す

る。第2節では、実社会における自律的なNGOと国家の関係の様態を分析し、国家が上位レベルからNGOを管理下に取り込もうとする作用と、実社会における自律的なNGO活動が下位レベルから国家に与える作用について検証する。

## 第1節 ベトナムにおける国家と公民社会

### 1. 公的イデオロギーに基づく国家と社会

#### (1) 党による国家と社会の指導

1992年に採択され、2001年の国会で一部改訂された現行憲法(以下「1992年憲法」)は、ベトナムの国家の性格を「人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家」とし、「すべての国家権力は人民に属する」と明記している<sup>1</sup>。「人民」とは革命の担い手を意味する階級的な概念であり、ベトナムの場合は「労働者・農民階級および知識人の連盟」を指している<sup>2</sup>。また、立法・行政・司法の三権は分立ではなく、「統一的であり、分業と協調を行なう」と規定している。

ここから観取されることは、まず西洋的近代国民国家で言うところの、権力を相対化する自律的な「市民」という概念が存在しないことである。また、法治国家建設の下で、党と国家の機能分離、民選機関である国会の権限拡大、国会議員の専門化が徐々に進められているものの、共産党政府に対する国会の独立性は、国家の基本法によって制限されているということである。

国家は「人民のあらゆる面での主人権を保障し、絶えず発揮し、豊かな民、強い国、公平で民主的で文化的な社会という目標を実現する」ものと規定されている(下線部は2001年12月の国会で補充された)。国会事務局副主任の言葉を借りれば、国家とは「人間の権利と公民の権利を守るための有効な装置」ということになる<sup>3</sup>。また、ホーチミン国家政治学院の資料によれば、国家権力とは「人間の諸権利を実現するための最も重要で基本的な装置」と

意義づけられている。さらに、政治とは「国家権力の獲得、維持、執行における各階級間、各国家・民族間、各社会勢力間の関係」とされている。つまり、国家の最小の構成単位である個人は、法理上は「人民」、「階級」、「民族」、「社会勢力」などの枠組みによって集团的に把握されていることがわかる<sup>4</sup>。

ベトナム共産党は、憲法上では「国家と社会を指導する勢力」と規定されている。党は「国家のあらゆる活動を全面的に指導する」<sup>5</sup>ものであり、同時に「社会の法的秩序と適法性を備えた社会の建設」をめざすため、「党組織と党員は憲法・法律の執行のモデルでなければならない」と認識されている<sup>6</sup>。社会における人々の利益は、「共産党の統一かつ唯一の指導の下で、プロレタリア階級の利益と基本的に統一」<sup>7</sup>されており、したがって党は全人民の利益代表ということになる。

本研究プロジェクトでは、ベトナム国家には党部門と政府部門が存在し、両者を含む場合が広義の国家、後者が狭義の国家という理解を共有している。ベトナム民主共和国（旧北ベトナム）とベトナム社会主義共和国（現ベトナム）の建国史においては、共産党（1951～1976年は「労働党」）と国家機構とがほぼ一体化してきた。したがって、筆者は従来の論稿の中では、旧北ベトナムと現ベトナムの指導部を「党・国家指導部」または「ハノイ指導部」と呼んでいることが多い。

旧北ベトナムでは1955年にベトナム祖国戦線が成立し、組織原理上は党もこの戦線を構成する大衆団体の一つと位置づけられている。しかし、実質的には党が祖国戦線と各大衆団体を上から指導し、大衆団体を通じて社会に浸透してきた。1930年に結成されたベトナム女性連合のような団体は、国家が担いきれない社会の福利厚生面の機能を担当するものだった。

すなわち、党は全人民の利益代表として国家と社会の双方を包摂しようとするものであり、国家と社会に対する党の指導的立場は、国家の基本法によって保障されている。ただし、党が包摂しようとしてもしきれない分野や地域も存在していることは確かである。また一方で、ドイモイ下の法治国家建設路線では、党と国家の機能分離も徐々にではあるが進んでいる。

## (2) 国家と公民社会の緊密な関係

党・国家機関の研究者たちは、ベトナムの社会を「社会主義的社会」と性格づけている<sup>8</sup>。ホーチミン国家政治学院の資料によれば、社会主義的社会の建設とは「労働人民が主人となり、公有を基礎とした多セクター所有制度からなる高度に発展した経済、自由で調和のとれた人間発展、先進的文化、諸民族の団結・平等、各国との平和・友好政策の実現」をめざすこととされている<sup>9</sup>。

社会主義的社会の構成単位は「公民」であり、ベトナムの社会は「公民社会」または「共同体 (cong dong)」という字句で表されることが多い。ベトナムの公民資格をもつのは、父親がベトナム公民である者、父親が特定されないか外国籍の場合は、母親がベトナム公民であること、ベトナムの領土内で出生し、両親が特定できないか外国籍の者、と定められている<sup>10</sup>。

鮎京正訓によるベトナム法の論稿では、「公民権」とは一般的に選挙権を意味しているため、「公民の権利 (quyen con dan)」は「市民権」と訳されている<sup>11</sup>。しかし、政治学的視点から、権力を相対化する自律的な社会階層を「市民」と理解するならば、前述のような1992年憲法の規定に則っても、また社会の実情に照らしても、ベトナムでは市民という概念が実体化する余地は極めて少なかった。したがって、本稿では体制の制約を受ける存在という意味で市民の代わりに公民という字句を用いることにする。

公民の権利は、社会主義的法治国家建設の基本となる権利概念である。1992年憲法で規定されている公民の権利は、政治的権利、民事的権利、経済的権利、文化的権利、社会的権利、の五つの分野がある。ハノイ法科大学およびハノイ国家大学法学部の研究者によれば、の民事的権利は、資本主義諸国で言うところの民主的自由 (tu do dan chu) や個人の自由 (tu do ca nhan) を意味するものではない<sup>12</sup>。

の社会的権利の内容は、生きる権利、健康を維持し管理する権利、休養する権利、男女平等の権利、国家によって婚姻と家族を保護される権利、保

険制度を適用される権利、住居の建設および貸借の権利、家庭と国家と社会によって子供の健康と教育を保障される権利、家庭と国家によって青年の教育を支援される権利、傷病兵・烈士（革命戦争の戦死者）の家族が国家の優遇政策を受ける権利、などがある。

このような論理は、前述の国家と社会に対する党の指導性という原理に結びついており、党の指導下に国家と公民社会は緊密な関係にあり、基本的に両者の間に対立はないという前提に立っている<sup>13</sup>。白石昌也は、『国家』は社会の管理者であり、『社会』は人民が労働し生活する場、もしくは労働し生活する人民の総体である」と解説している<sup>14</sup>。

### （３）公民社会に対する「実社会」

本研究プロジェクトでは、社会を国家と対立する概念と位置づけ、国家権力が貫徹していない領域を社会と定義しているが、この見方は国家と社会の各担当領域を空間的に仕切る性格が強い。本章ではこれと並行的に、個人の行為および人間関係のシステムにも注目し、社会を集団における人間の行為の規則性とする定義も適用したい<sup>15</sup>。

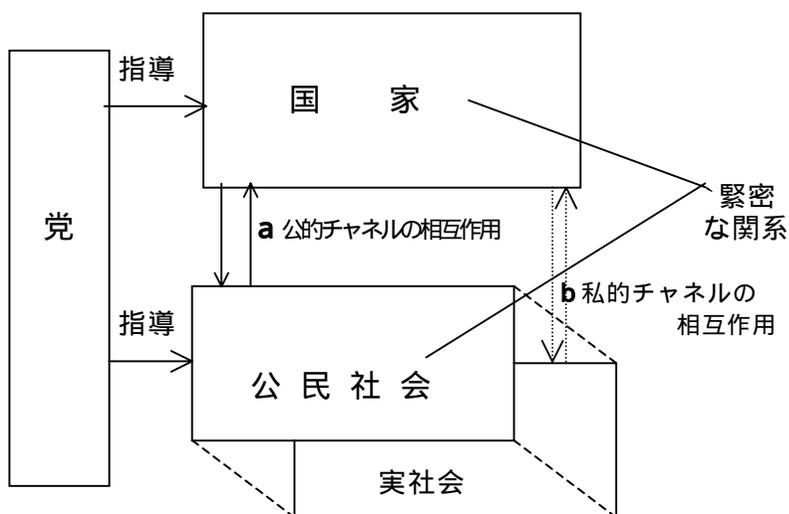
ベトナム社会では、同一の個人や集団であっても、国家に管理される公民として公的アイデンティティーに基づいて行動する局面と、国家の管理が及ばないところで、宗教やエスニティー、地域共同体などに依拠した私的アイデンティティーに忠実に行動する局面がある。たとえば、ある NGO が政府の決定に従って大衆団体の下部組織として登録や申請を行ない、国家機関が許認可を行なうことは、国家と公民社会の公的チャネルを通じた相互作用である（図の a）。しかし、その NGO のメンバーが、時に宗教集団やエスニック・グループの個人的ネットワークを通じて海外からの支援を導入し、公的機関を通さずに自由に選んだ対象に独自のやり方で援助を提供することもある。また、公的機関もそれを知っていながら黙認する場合もある。ここには、私的チャネルを通じた国家と社会の相互作用がある（図の b）。

本稿では、このような行為の規則性や人間関係のシステムを、公民社会に

対して「実社会」と呼ぶことにする。この場合、国家と社会は空間的に仕切られるのではなく、同じ空間にありながら、表の顔または建前の世界である公民社会と、裏の顔または本音の世界である実社会が二元的に存在する。

実社会の様態は、ドイモイ路線を生む直接的な要因にもなっている。共産党の元書記長チュオン・チンが、1982～83年の地方視察で社会の実情に衝撃を受け、社会主義モデルの修正にのり出したことはつとに知られている。しかし、ドイモイ以前には「貧困や売春、貧富の格差などの社会問題は建前上『存在しない』ことに」されていた<sup>16</sup>。実社会での人々の行為やシステムは存在するはずのない、いわば「幽霊」のようなものだった。ドイモイ下では、公民社会では本来あってはならない実社会の急速な変化を国家が後追いし、これに法的な承認や規制などの措置をとる事例が多く見られる。つまり、選挙や世論<sup>17</sup>などの公的チャネルを通じた公民社会からの作用以外に、実社会からの私的なチャネルを通じた作用が国家を動かす場合もあるのである。

< 図 > 党・国家・公民社会・実社会の関係



#### (4) 国家による実社会の取り込み 全民大団結路線

2001年2月のベトナム共産党第9回大会では、全民大団結路線が打ち出された<sup>18</sup>。この路線の背景には、ドイモイによる市場経済の発展で社会の階層分化が進み、各階層の利益が多様化したという現実がある。その結果、国家が管理しきれない実社会の部分も拡大し、それを党が改めて包摂しようと試みたのが、この全民大団結路線と理解できる。

同年12月に開かれた第10期第10回国会は、この路線に従って1992年憲法の一部改訂を行なっている。本稿のテーマと関連する改訂箇所として、まず第1章「政治制度」の第9条で、ベトナム祖国戦線の位置づけが明確化された。すなわち、同戦線は「政治組織、各政治・社会組織、社会組織、各階級・社会階層・民族・宗教・外国在住ベトナム人を代表する個人の政治連盟組織であり、自発的連合体である」という文言が補充されたのである<sup>19</sup>。

後述するように、ベトナムでは祖国戦線の大衆団体や地方行政機関は、国際NGOのローカルパートナーを務める時には「NGO (to chuc phi chinh phu = 非政府組織)」と呼ばれている。共産党の指導下にある団体や国家の行政機構をNGOとみなす観念は、国家と公民社会の緊密な関係を指定する論理の帰結でもあろう。祖国戦線について、憲法の規定を上記のように補充したことは、国家と社会の緊密な関係を維持する装置として、同戦線の地位により明確な法的保障を与えたことになる。

次に在外ベトナム人について、第5章「公民の基本的権利と義務」の第75条に、「外国に定住するベトナム人はベトナム民族共同体の一部である」、「国家は外国定住ベトナム人が民族の文化的特色を維持することを奨励し、その条件を作る」という文言が補われた。在外ベトナム人共同体は、ベトナム社会の国外にはみ出た部分である。外国に居住するベトナム人の政治的・思想的立場は実に多様だが、ベトナム政府から見れば、国家の発展戦略に取り込むべき人々と、和平演変(後述)の主体である「反動勢力」とが存在する。憲法第5章第75条の改訂は、在外ベトナム人の「反動」化を防ぎ、その資

本や知識、技術をベトナムの発展に利用することがねらいである。

民族（エスニック・グループ）と宗教に関しては、第 6 章「国会」の第 84 条に、国会は「国家の民族政策を決定する」と記されていたが、これに「宗教政策を決定する」ことが付加された<sup>20</sup>。在外ベトナム人、エスニック・グループ、宗教集団は、現ベトナム国家に対して自立性の高い社会的アクターである。第 10 期第 10 回国会における憲法の一部改訂は、国家がこれらのアクターから構成される実社会に対応し、それを国家の側に取り込もうとする作用と言えるだろう。

## 2 . 国家と社会の関係の不安定

### （1）内外の不安定要因

ポスト冷戦期、特に 1990 年代半ば以降、緊密な関係にあるはずの国家と社会の間で、様々な不安定が発生しており、各論者がそれらについて分析している。

まず、外的な要因によって国家と社会の間に引き起こされる不安定としては、「敵の諸勢力」による「和平演変・体制転覆の暴乱」の陰謀がある。「敵」としては「アメリカを頂点とする帝国主義者と国際反動勢力」および「亡命ベトナム人反動勢力」が挙げられることが多いが、具体的に誰のことが特定されることは殆どない。各論考から最大公約数的に、「敵」とは共産党指導下の政治体制の転覆を求める者、と括ることができるだろう。換言すれば、党・国家指導部にとって好ましくないと判断される実社会のアクターである。したがって、同一の勢力、組織、個人でも状況次第で「敵」とみなされる場合もあれば、そうでない場合もあり得る。

次に、国内の不安定要因といえ、一般的には複数の政治勢力どうしの対立があるが、これはベトナムでは公的にはあり得ない。ベトナムの各論者が主に取り扱う不安定要因は、社会主義からの逸脱が原因で引き起こされる対立、衝突である。これは、各級指導部の思想・理念の逸脱が、党・国家指

導委員会内部の衝突をひき起こす場合、 党と国家の主張・政策の逸脱、  
路線と政策の実施を指導する過程での逸脱、 民衆の思想・生活様式の逸脱、  
という各レベルがある。

の逸脱がひき起こす衝突としては、地域共同体すなわち村落どうしの衝突、  
いずれかの社会階層と行政機関の衝突、社会階層間の衝突および同時に  
発生する行政機関との衝突、が指摘されている。1997年のタイピン省の事  
件をはじめ、各地で多発している騒乱は、 によってひき起こされる衝突と  
位置づけられる<sup>21</sup>。行政機関であれ社会集団であれ、各アクター間の衝突が  
すべて「社会主義からの逸脱」、すなわち党の指導の不徹底の結果とみなされ  
ているところに、党が国家と社会の双方を包摂し、国家と社会に緊密な関係  
を措定する理念が表れている。

## (2)「ホット・スポット」の存在

ホーチミン国家政治学院の研究者たちは、社会各層の住民の生活に「異常  
な現象」がたびたび発生していると認定している。同学院の文献によれば、  
「平常の生活様式」、「通常の規準に従った行為」に対して、「平常の生活様式  
に反する現象」、「通常の規準に反する行為」が存在する。後者の内容は広範  
圏で、一般犯罪のほか、土地争いなど経済的利益をめぐる住民間の対立、大  
拳した移住、天災、疾病などを原因とする生産活動と生活の崩壊、誤った経  
済政策の結果による全国レベルの経済混乱、さらに汚職にまで及んでいる。  
「平常」な現象が公民社会とすれば、「異常」な現象は実社会ということになる。

同学院の文献では、政治権力者、国家の政治システム、政治体制に対して、  
民衆による直接的な抗議が発生した場所は「政治 社会的ホット・スポット  
(diem nong)」と呼ばれており、政治的安定と社会的安定の喪失が極度に  
集中的に表出する現象と理解されている。政治 社会的ホット・スポットは、  
内外の反動諸勢力の干渉、政治的不安定をひき起こし政権転覆や現行政治  
体制の変更を謀る陰謀、すなわち和平演変と、 人民内部の矛盾から発生し、

民主的公平を要求したり、汚職官僚に抗議する闘争、という二つに分類されている。いずれも根源には人民の不平があり、彼らの訴えが迅速に解決されないことが原因であると評価されている<sup>22</sup>。

中部高原をはじめ、山岳地域の各省で発生した少数民族による抗議行動<sup>23</sup>は に分類されているが、騒乱の主要因はあくまで国内問題にあり、それを敵が利用したものとみなされている。タイビン事件および各省での陳情・告発、抗議行動は に分類されており、政治システムと法の不足、法の執行の不備、民主化の不徹底という内部の要因が指摘されている。民衆の抗議は、村落レベルだけでなく上位レベルの行政要員の腐敗・変質にも向いていると評価されている<sup>24</sup>。

国家と社会の関係で発生している不安定とは、実社会の国家に対する不平・不満の部分が、公民社会の殻を破って噴出したものと言えるだろう。少数民族や農村住民の抗議行動で発生するホット・スポットは、人々が公民の顔を捨て、私的アイデンティティーに忠実に自律的に行動した結果である。これは、前述の「幽霊」的な現象にあたる。国家は、時おり出現する「幽霊」の動向を見つめながら政策を修正しているのである。

## 第2節 国家と実社会の関係性

### 1. 「非」政府活動と「反」政府活動

#### (1) 国家が管理する NGO

資本主義諸国で一般的な NGO の概念とは、共通の目的のために市民が国家から独立的に活動する自発的な非営利組織であり、国際 NGO は国家的アクターとは別の次元で動くトランスナショナル・アクターである<sup>25</sup>。

ベトナムの NGO は、第1節1(2)で挙げた公民の諸権利の実現を目的として活動する組織である。しかし、国家と公民社会の関係が緊密で、官と民

の区別も明確ではないベトナムでは、NGO の概念は資本主義諸国とは全く異なり、国家機関さえも「NGO」として扱われることがある。

ベトナムで活動する国際 NGO は、ベトナム国内の「NGO」(以下「ローカル NGO」)とパートナーシップを組むことで活動を認められる。ローカル NGO は、中央省庁や地方行政組織、それらの官僚が退職後に設立した社会開発組織、大学・中央省庁・大衆団体などの親組織のバックアップで作られた付属組織、研究機関、企業の形態で人道支援を行なう組織、祖国戦線に属する宗教団体など多様である<sup>26</sup>。大衆団体はベトナム祖国戦線の傘下にある社会階層別団体や職能団体で、党の路線と政府の政策に沿って宣伝や大衆動員を行なう。1930年に結成されたベトナム女性連合は主要な大衆団体の一つだが、農村開発や貧困問題に取り組む国際 NGO は、この女性連合をパートナーとすることが多い。ローカル NGO は退職官僚が天下一の的に代表を務めていたり、政府の予算を財源にするなど、様々な形で国家の管理を受けている。

政府は国際 NGO もローカル NGO も共に国家戦略の中に位置づけ、党の路線と国家の政策を実行する装置とみなしている。したがって、ローカル NGO のうちどこまでを本研究プロジェクトで言う国家とみなし、どこまでを社会とみなすかという問題は複雑である。大衆団体の場合、財政面では国家機関の一部だが、団体によって活動内容は様々で、公民社会と実社会の双方にまたがっていると考えられる。そのメンバーも、時と場合によって公民社会の一員として行為する場合と、実社会の要求に沿って行為する場合があるかも知れない。

## (2) 和平演変と NGO

国家と社会の関係が不安定になり、ホット・スポットが発生した時には、共産党のイデオログたちは、この不安定を利用して「アメリカを頂点とする帝国主義と国際反動勢力」が和平演変を仕掛けていると警鐘を発する。その主張によれば、和平演変の主要な手段の一つが、NGO を通したプロパガン

ダ活動である<sup>27</sup>。そのねらいは、人道的支援という名目で民族・宗教問題に干渉したり、学術会議や奨学金の提供という支援を通じてアメリカ的な民主主義や人権思想を広め、社会主義体制を内部から侵蝕することにある<sup>28</sup>。

政府は2003年7月30日、ローカル NGO に関する決定 88/2003/N§-CP を採択した。この決定には、NGO 活動に対する国家側の警戒が表れている。この決定は、NGO の活動範囲を全国・省・県・社の4段階に分けており、NGO を設立する際は、各レベルの行政機関で許可を得ることを義務づけている。NGO 設立の条件は、目的が法律に違反しないこと、規約を制定し、主たる事務所を設置すること、創立時に規定された人数以上の執行委員会をもつことである。許可なく団体を設立した場合は行政罰が課せられ、刑罰を課すための捜査を受けることもある。つまり、NGO は任意団体として存在することは許されておらず、設立許可を得られない NGO は非合法、つまり「反」政府的な団体とみなされることになる<sup>29</sup>。刑法は第258条で、団体を結成する権利を利用して国家の利益、組織および公民の合法的権利と利益を侵害した罪について規定しており、許可を得ない NGO はそれに基づいて刑罰を受けるかどうかを判断される。

法治の歴史が浅く、党官僚による人治体質がいまだに濃厚なベトナムでは、「非」政府的組織と「反」政府的組織の区別も、行政当局者によって恣意的に判断される可能性がある。和平演変への警戒から、国際 NGO は政治や宗教に関わる活動をいっさい認められていない。山岳少数民族への支援は、国家による貧困削減政策の重点領域だが、少数民族地域での国際 NGO の活動は厳しく規制されている。中部高原のように、行政機関と少数民族キリスト教徒の緊張関係が強い地域では、キリスト教系の NGO や民主主義・人権の理念を掲げた NGO が活動の許可を得ることは難しい。2005年前半に、アメリカの NGO が中部高原での活動を申請して拒否されたという例もある。既に山岳地域での活動実績のある NGO でも、宗教的活動をしたという噂が立っただけで、警察から警告を受けることもある。都市部でも、NGO が住民を動員する活動は規制されている。2005年夏には、Action Aid や OXFAM など欧米の NGO

が、貧困のグローバル化に警鐘を鳴らす「ホワイトバンド・キャンペーン」のイベントをハノイで開催しようとしたが、開催日の前日に突然「延期」になった。政府のいずれかの機関から圧力があったものと推測されている。このように、許可が下りなかったり、取り消された場合でも、その理由が明らかにされないことも多い。

### (3) 国家による NGO の取り込み

ドイモイ路線下で、政府は経済発展を外国からの投資や技術協力に期待し、社会発展は国際 NGO の活動に期待するようになった。国際 NGO を受け入れるため、閣僚評議会（現在は「政府」）の決定で、1989年6月に大衆団体であるベトナム友好協会連合の一部局として人民援助調整委員会（People's Aid Coordinating Committee ; PACCOM）が設置された。PACCOM は国際 NGO とベトナムの NGO の連携、国際 NGO への許認可の手続き、国際 NGO の活動の情報収集を主な任務としている。

1993年9月には「ベトナムにおける外国 NGO の代表事務所および連絡事務所の設置に関する首相決定 581/TTg」が制定された。これは、主に国際 NGO の代表事務所設置に関する規則だったが、国際 NGO の代表権を認めるのは外務省とされており、承認基準も極めて不透明であった<sup>30</sup>。1996年5月には、これが改訂された首相決定「ベトナムにおける外国 NGO 活動規則 340/TTg」が公布された。これによって、国際 NGO は政府に登録や報告を行ない、活動の実績や規模に従って、段階的に活動許可や事務所設立許可を受けることが義務づけられた。この新規則によって、ベトナムにおける国際 NGO の法的地位がより明確になった<sup>31</sup>。しかし一方で、予算規模が大きく資金や物資の支援を行なう NGO は有利になる反面、予算規模が小さく技術者や専門家の派遣を主とする NGO は、「宗教の布教や援助活動以外の目的があるのではないか」という疑いから活動が制限される状況が発生した<sup>32</sup>。

1993年の規則では、「国際 NGO は PACCOM を通じて活動の許可を得る」とされていたが、実際は NGO がプロジェクトを実施する際には個人的な人脈を

通じて中央省庁や大衆団体にもちかける方が早かった<sup>33</sup>。合法組織として認可されないと公安警察から嫌がらせを受けたり、活動を自己規制せざるを得ない場合があるため、公認の組織の傘下に入る形で設立の許可を得ている。親組織を見つける際にも、やはり個人的な人脈を利用することが有効である。一方、許可を得なくても、地域の有力者や公安警察と良好な関係を保っていれば黙認されることもあり、数は不明だが、敢えて許可を得ないまま活動している組織もある。

国際 NGO はパートナーとなるローカル NGO を決め、プロジェクトの許可を得なければならないが、パートナーは PACCOM が推薦して決める場合が多く、その多くは中央省庁、地方行政組織、大衆団体など、党と国家の強い影響下にある組織である。NGO が許可された内容に従わない場合、規則に違反した場合は、活動の一部または全部が停止させられ、場合によっては許可そのものが取り消される。NGO とそのスタッフが処罰される場合もある。

1996 年の首相決定に基づき、外務省、内務省、党対外関係委員会、政府組織・人事委員会、首相府、ベトナム友好協会連合の 6 者で NGO 関係委員会が結成され、NGO に関する許認可の権限を握ることになった。同委員会は、2000 年 6 月の行政改革で解散するまで、国際 NGO の協力を促進すると同時に、国際 NGO を監視する役割も担っていた。2001 年 4 月 24 日、「国際 NGO 問題に関する委員会設立についての首相決定 59/2001/QS-TTg」が公布され、これに基づいて外務省、ベトナム友好協会連合、公安省、計画投資省、政府組織・人事委員会、政府宗教問題委員会、首相府、党対外問題委員会によって新たに国際 NGO 委員会が成立した<sup>34</sup>。PACCOM はこの委員会の事務局の機能も果たしている。同月 26 日には、首相決定 64/2001/QS-TTg に基づいて「国際 NGO からの援助の管理と運用に関する規則」が公布され、援助活動のための資金、資材、設備の管理と運用に対する計画投資省、財務省および国際 NGO 委員会の責任が明確化された<sup>35</sup>。これによって、国際 NGO の活動が法的により保障されると同時に、国家によって管理されることになった。

前述のように、2003年7月にはローカル NGO に関する政府決定が出されたが、ローカル NGO は、2006年の国会で審議される見通しの協会組織法（Luat to chuc hoi）の適用を受けることになると思われる<sup>36</sup>。これは、ベトナム国内で活動する NGO の数が増加し、活動内容も多様化してきた現実に対応するための措置である。これまで国家の管理が及ばず、法の間隙で行われてきた NGO 活動を法でカバーするという意味で、国家が実社会を取り込もうとする作用と言えるだろう<sup>37</sup>。

ローカル NGO を法の枠内に取り込む政策には、二つの意味がある。第一は、NGO の活動実績を国家が追認し、国家の発展路線に実社会の力を利用するという意味である。第二は、国家が NGO の実社会における活動部分を把握し、管理を強化するという意味である。換言すれば、実社会の「非」政府活動が「反」政府活動になることを防ぎ、公民社会に取り込むということである。

## 2. NGO 活動を通して見る国家と実社会の関係性

### （1）国家と自律的 NGO の関係モデル

本項では国家と実社会の関係性を考察する手がかりとして、実社会での自律的な活動とみなし得る NGO の事例を取り上げる。基本的には、国家からのトップダウンという形で公民社会の枠内のみで活動するものではなく、実社会からのボトムアップによる問題解決を志向する本来の意味での NGO である。国際 NGO の事例を取り上げる場合は、ベトナム人による自律的活動という意味で、ベトナム人スタッフの意識や行為に焦点を当てる。それらの活動が実社会から国家に対して何らかの作用を及ぼし、結果的に党の路線・国家の政策を変えてゆく可能性を検討したい。

筆者はベトナムと日本において、国際 NGO のスタッフ（ベトナム人と日本人）や、在外ベトナム人組織と連携する NGO 関係者から聞き取り調査を行なった。その結果、国家との関係性という視点から、実社会での自律的 NGO 活動に次のようなモデルを設定した。すなわち、

協調的活動：国家の法規や行政の枠内で活動し、山岳・少数民族・農村地域の発展や貧困層への支援などで国家の機能を補い、結果的に国家側に何らかの変化をもたらすこともある活動、

並存的（独立的）活動：国家と協調し、その機能を補いつつも、国家機関からの介入・干渉の最小化を求める活動。自らの目的達成のために法規や行政に働きかけ、その変更を求めることもある、

回避的活動：形式的には国家機関の許可を得て合法的地位を確保している場合もあるが、国家による包摂を回避し、法の隙間で自由を確保しながら国家の機能が及ばない部分を補う活動、

対立的活動：現存の国家に対して否定的な立場をとり、国家の機能が及ばない部分に浸透し、実社会の側から国家を変えてゆくことを積極的にめざす活動、

というものである。

以下に各モデルの代表的な事例を示した。 と はベトナム国内で合法的に活動し、その実績が公的に評価されている団体であり、当事者の許可を得て団体名と個人名を明記している。 と については、メンバーの安全に配慮して団体名と個人名は伏せている。

## （２）具体的事例

協調的活動の事例：日本国際ボランティアセンター（JVC）

ベトナムでの JVC の活動は長く、1990 年に始まる。最初の 2 年間はホーチミン市やハイフォンなどの都市部で、帰還難民のための職業訓練、豊学校、識字教室、病院・保健所への支援、障害者支援、学校支援などを行っていたが、1992 年からは農村開発、自然環境保護のための住民支援、地場産業の育成など、農村地域にも活動を拡大した。1999 年からはホアビン省の農村開発、ソンラ省の自然資源管理のプロジェクトに着手し、住民参加により

持続可能な発展をめざす支援活動を進めている<sup>38</sup>。

ホアビン、ソンの両省とも少数民族居住地域を擁し、政治・社会状況は複雑である。ソン省を例にとれば、郡レベル以上の行政官僚は殆どキン族で、タイ族やモン族の村落には行政機関が介入できないものもある。そのような村落では、国家の法よりも村の掟が有効で、自己完結的な伝統的共同体が機能している。キン族の官僚はそのような地域に立ち入ることを望まず、人口や生活実態、住民の考えなども把握していない。JVCのスタッフは、プロジェクト対象地域の少数民族の村落にキン族の官僚を連れて行き、少数民族への理解を促す役割を果たすこともある。

JVCのスタッフは、1990年代末から現在までの数年間で、行政機関がNGOに歩み寄り、NGOの声を受け入れるようになったという感触をもっている。PACCOMもより開かれた機関になり、国際NGOと情報を共有しながら、援助を有効に活かす方向に変わった。2002年頃から国際NGOに関する手続きが簡素化され、外国人スタッフのビザ受給が容易になったり、NGOが提出する書類に対するPACCOM側の担当責任分担が明確化するなど、明らかな変化が見られる<sup>39</sup>。

また、行政当局者が住民の声を受け入れるようになったという変化もある。JVCが農村支援プロジェクトを進めているホアビン省タンラック郡の場合、以前は行政機関からその土地に不適切な果樹を住民に供給するようなこともあったが、近年では住民のニーズに応えるようになったという。

農村住民も、国家が自分たちの生活をすべて保障してくれるとは期待しておらず、自力で問題を解決したいと考えている。農村住民から自主的に国際NGOに支援を要請することもある。ホアビン省で2005年5月に旱魃でとうもろこしが不作になった際には、行政機関に支援を要請したが拒否されたため、JVCに援助を求めた。JVCはタンラック郡の人民委員会に諮る形をとり、郡との共同出資という形式で支援を提供している。

ベトナム人スタッフは、NGOでは上からの圧力がなく、自分のイニシアティブで仕事を決めることができ、努力すれば結果が出るという意味で、国家

機関や企業に較べて働き易いと考えている。圧力があるとなれば、プロジェクト・サイトがある地方行政機関からのもの程度であるという。JVC の活動は小規模だが、地方レベルの行政当局には少しずつ影響を与えていると自己評価している。

JVC は農村住民のニーズを知り、行政機関の許可を得た手段・方法で支援を行なっている。その結果、行政機関による供給と住民側の需要の間にあったズレが修正されたり、開発資金が有効に使用されるようになるなど、自律的な社会活動が徐々に国家機関に影響を及ぼしていると言えよう。また、NGO が行政機関のキン族官僚と、少数民族社会の橋渡しをすることもある。さらに、NGO が農村に入ることによって、行政機関に対する農村住民の主体性が高まるという作用もある。

#### 並存的（独立的）活動の事例：越日交流委員会の成立

1994 年にフエ市で日本語教師小山道夫がストリート・チルドレンを收容する「子供の家」を創設した。しかし、施設の財政権、人事権はパートナーであるフエ市人民委員会の児童保護委員会が握っていたため、様々な弊害が発生した。「子供の家」のスタッフはすべて人民委員会から派遣され、不適切な人材であっても日本側の事務局には交替させる権限がなかった。日本のドナーから送られた援助金は、人民委員会の財政部を経由して「子供の家」に支給されていたが、財政部が援助金の一部を横領していたこともあった。他にも、施設の増設のために提供された日本の ODA が人民委員会によって横領された事実など、行政機関でありローカル NGO でもある人民委員会の官僚による汚職は枚挙に暇がない。

市の共産党内部では国際 NGO の活動を警戒する保守派の勢いも根強く、それを反映して、小山は当初「スパイ容疑」で軟禁されたこともあった。児童保護委員会が「子供の家」の施設の一部を長期にわたって占有したり、公安警察が衛星放送の回線を切断するなど、様々な形の妨害も発生した。このような障害を排除するためには、国家機関の中で味方となる人脈を開拓するこ

とが不可欠で、それも NGO 活動の重要な要素であった。

このような状況下で活動を維持してきたのが、「子供の家」事務局に自発的に集まったベトナム人スタッフおよび日本人ボランティアである。「子供の家」は、子供たちの自立支援のためのオートバイ修理研修センターとオートバイ工場も併設するようになり、事務局はさらに「静岡・フエ交流会館」とそれに付属する日本語学校の運営も担当するようになった。事務局はこれらの施設を管理する「越日交流委員会」を新たに結成し、これを独自の人事権と財政権をもつ NGO として承認するよう市の人民委員会の改革派に働きかけた。改革派が味方になってこの案を市の人民評議会に提出し、評議会は 2002 年に新条例としてそれを採択した。

この条例は、「越日交流委員会」に公的な機関としての地位を与え、しかもいずれの行政機関にも属さないことを認めるもので、NGO がこのような法規を作らせた例は、筆者管見の限りベトナムでは初めてである。NGO に関する法が未整備で、伝統的な人治体質が濃厚な環境でこそ可能だったことであろう。

「越日交流委員会」は、ベトナム人の委員長以下、小山以外はすべてベトナム人の委員で構成され、人事権、財政権、土地と財産の所有権、政策決定権をすべて握っている。パートナーと提携する必要もなく、事業によって収入を得ることも自由である。2005 年末現在、自立支援策として新たに縫製工場の建設を計画中だが、これについて国家機関に許可を申請したり、報告をする義務もない。

2005 年 8 月、フエ市人民委員会児童保護委員会の一官僚が副市長を唆し、「子供の家」を潰す目的の「決定書」を作ったことがあった。しかし、越日交流委員会は、上記の条例を盾にこの干渉を排除した。この事件が作用して、11 月には副市長が解任され、「決定書」を作った官僚も児童保護委員会から更迭された。NGO 活動が結果的に行政にも影響を及ぼしたことになる。

「子供の家」は活動開始から 10 年をめぐりに日本側の支援を終え、ベトナム人だけで運営できる態勢にする計画であり、現在はベトナム人スタッフが

活動の中心になりつつある。国家当局と折り合いをつけないと円滑な活動ができない現実には変わりはないが、国家からの干渉を受けない自立的なベトナム人が運営する社会団体が育ちつつある。

#### 回避的活動の事例：ホーチミン市のボランティア団体

ホーチミン市では、HIV・AIDS 問題と取り組む多くの NGO が活動している。2000 年に市民の有志によって HIV に感染したストリート・チルドレンを収容する「家」が作られ、子供たちのメンタルケア、職業訓練、自立支援を開始した。無許可でこのような施設を持つと違法になるため、「家」は大衆団体「ホーチミン市教育心理協会」の傘下にあるストリート・チルドレン支援団体と共同で運営され、対外的にはこの支援団体の活動ということにされた。しかし、HIV 感染者への支援は医療分野の問題になるため、「ホーチミン市教育心理協会」では対応できなくなり、この団体は独立するために 2003 年に労働・傷病兵・社会省に登録を申請したが許可されなかった。

NGO として PACCOM に登録した場合、組織の運営費やスタッフの人件費などの面で国家からの要求に制限されるので、自由な活動方針を貫くためにも、結局 PACCOM にも登録しない道を選ぶことにした。資金面では、日本側で在日ベトナム人や日本人が支援団体を作り、援助を行なっている。メンバーは各国の宗教団体や国際会議の場などを利用して、個人的にネットワークを作り、支援者を拡大している。ベトナム国内でネットワークを広げると、誰か一人が弾圧された場合、全員が「一網打尽」になる可能性があって危険だという。

しかし、私設の「家」にストリート・チルドレンを収容して共同生活させるといった活動形態には、様々な困難が伴った。地域の公安警察は、自分の管轄区域にストリート・チルドレンや麻薬患者がいると成績が上がらないため、その区域から追い出そうとする。この「家」も何度も警察の脅しを受けた。警察官が何度もやって来るが、どの部署から来ているのかはわからない。そこで、スタッフらは新聞記者に連絡をとり、取材という形で警察官の行動を

チェックしてもらったという。

公安警察による嫌がらせを受けたり、大衆団体傘下の NGO との提携という形式では独自の運営が困難なため、「家」は 2005 年初めに閉鎖された。しかし、閉鎖後もスタッフらは HIV 感染者の在宅支援を行ったり、「家」にいた児童を引き取って共同生活をするなど、自発的な活動を継続した。その後、「家」の元スタッフで新たなグループを作り、AIDS 孤児や HIV に感染した親から見捨てられた子供を支援する活動を始めている。規模は小さいが、本来の意味での市民による NGO 活動である。

対立的活動の事例：在外ベトナム人団体のベトナム国内における社会活動

ここでは、在外ベトナム人による A 党の事例を見る。同党は、抗米戦争終結後に南ベトナムから脱出したベトナム人を統合した組織によって、1980 年代の初めに「インドシナの或る戦区」で結成された。20 年以上の秘密活動を経て、2004 年以降は諸外国で党を公然化している。アメリカ、ヨーロッパ諸国、オーストラリア、日本に組織があり、ベトナム国内にも党員が存在する。党を公然化した理由は、冷戦終結後の国際情勢と、ベトナムの対外開放、市場経済化、国際社会への参入といった状況の変化に対応するためと考えられる。

2002 年頃までの A 党は、共産党一党体制を覆して多党制、自由選挙などの民主化を実現する政治改革を優先していた。しかし、2005 年初めからはベトナム国内の貧困層、貧困地域への支援による社会改革を同時に進めている。政治活動だけでなく社会活動にも比重を置くようになった理由は、現在のベトナムの社会問題が深刻で、政治改革を先に追求していたのでは改善が間に合わないと判断したためである。

A 党の社会活動には、災害被災者などへの緊急援助と、民生向上のための開発援助、さらに在外ベトナム人と国内のベトナム人との交流活動がある。いずれも、非政治的な活動を通じてベトナム社会に民生、民権の理念を浸透

させ、社会の改善が国家の政治体制の変革につながることをめざすものである。

緊急援助の例としては、1999年にベトナム中部で大洪水が発生した際に、在外ベトナム人コミュニティに呼びかけて救援金を募ったことがある。救援金は、各国にあるホアハオ仏教徒のネットワークを通じてベトナム国内の仏教組織に送ったり、在外ベトナム人のカソリック神父からベトナムの教会または赤十字に送るといった方法がとられた。この場合のベトナム国内の仏教組織やカソリック教会は、いずれも大衆団体に属していないものである。

開発援助は、井戸掘りや学校建設、奨学金の提供などである。ベトナム国内のA党のメンバーが、どこにどのようなニーズがあるかを調べ、電話やインターネットで国外の党組織に伝えている。在外ベトナム人がドナーとなり、たとえば在日ベトナム人の一家族がベトナム国内のある村を支援するというような形をとっている。送金はベトナムの銀行を通すこともあるが、ベトナムに渡航する者に支援金を預けるなど、個人的なネットワークを利用することが多い。

交流活動については、まだ具体的に実行されていないが、内外のベトナム人を結ぶ「民族連盟」とでも呼ぶべきコミュニケーション・ネットワークを作る構想がある。そのねらいは、国内在住者、留学や労働力派遣で国外に出る者、諸外国に定住する者を包摂し、相互の交流を通じてベトナム社会に影響を与えることである。共産党・政府に対抗する政治的主張を直接的に発信すると、公権力による弾圧や恫喝を受けるため、民主主義や人権、自由などの思想を伝えることで社会改革をはかるやり方である。

国家と対立的な関係にある社会活動は、ベトナムの国家当局が問題の存在を認めたくない問題と取り組むこともある。たとえば人身売買であるが、これには難民として日本に定住したベトナム人神父が、台湾に売られた女性たちを救援する基金を設立して対応している。この組織は、被害者たちの救援依頼を受け付ける電話を設置し、被害者にシェルターを提供したり、暴力を受けた被害者の裁判支援などの活動をしている。ドイモイによる対外開放

政策が進むほど、このような在外ベトナム人の活動はベトナムの国家と公民社会にも何らかの影響を与えずにはおくまい。

## おわりに

1945年にホー・チ・ミンがベトナム民主共和国の独立を宣言した時から、抗仏、抗米戦争に至る時代には、国民国家としての独立は個人の解放と一致していたであろう。ハノイの党・政府指導部が独立と民族解放を勝ち取る闘いでは、広範な階層の人々から成る社会全体の支持が不可欠だった。したがって、国家と社会の利益は一体であり、公的イデオロギーが示す通り、両者は緊密な関係にあったと言えよう。

しかし、独立と民族の完全解放が実現した後は、共産党政府の一元的な統治と、多様な人々から成る社会との乖離が顕在化するようになった。党の支配体制を守るため、国家は「援助」活動にやって来る外国の組織・個人や、公的イデオロギーの許容範囲を超えるベトナム人の活動を警戒した。国家が管理する公民社会では、「ボランティア」に相当する “tu nguyen”, “tu phat” 的な行為は、「非」政府活動というよりも、まず「反」政府的活動ではないかという猜疑をもって受け止められた。

ドイモイが目に見える成果を上げ始めた1990年前後から、国家は自らの機能が及ばない社会発展の部分を、国際NGOが補うことを期待するようになった。政府がNGO関連の規則や組織を制定するようになったのは、国家が把握しきれなかった実社会のNGO活動を監視すると同時に、それを国家の発展戦略に取り込むという意味があった。それはまた、「反」政府活動だったもの実績を追認し、いわば「国家が管理する『非』政府活動」として認めることでもあった。

しかし、法治国家建設路線の下でもNGO関連法規の制定は遅れており、NGOに対する許認可は行政の決定に委ねられている。したがって、「非」政府組織

と「反」政府組織の判別が、公権力を握る者によって主観的になされる可能性も高い。他方、法の未整備や人治体質を逆に利用して、行動の自由を確保する NGO もある。

ベトナムおよび日本国内における聞き取り調査では、NGO スタッフから「ベトナム人の子供を助けたいのに、ベトナム人（の官僚）が邪魔をする」という声を聞いた。これは、国家が公民社会の枠に入らない実社会の NGO 活動を、公的なチャンネルを使って排除する作用である。他方、「人民委員会や公安警察とうまくつき合っていれば、法律は関係ない」という声も聞いた。実際、NGO が活動を円滑に進めるために、党や行政当局者に定期的に金銭を渡したり、接待することが暗黙のルールになっている場合もある。これは、国家と実社会の私的なチャンネルを通じた伝統的な相互作用のシステムと言えるだろう。

一方、第 2 節 2（2）の「並存的（独立的）活動」で取り上げた事例のように、NGO 活動が地方議会に働きかけて新たな条例を作らせ、それを武器として行政に影響を与えるような現象も発生している。つまり、実社会の自律的 NGO が公的なチャンネルを通じて国家機関に作用するシステムも、一部では形成されているのである。国家の側から実社会の NGO を公民社会に取り込み、管理しようとする一方で、自律的 NGO の側から公的社会での地位を確立し、自らを国家に承認させようとしていることになる。

ドイモイ路線による対外開放で、今後も外国からの人や情報の流入は増大するだろう。ドイモイ後に生まれ、公的イデオロギーの拘束度が比較的少ない世代が、社会の中核で活躍する時代にもなっている。もともと共産党支配の歴史が短い南部の都市では、小規模ながら市民による本来の意味での NGO が発展している。そこには自己完結した伝統社会とは異なる近代的な市民社会、つまり公民社会・実社会というような裏表がなく、市民が公的チャンネルを通じて国家をチェックし、それを動かすシステムが萌芽しつつあるのだろうか。さらに考究を進めたい。

- 
- <sup>1</sup> 1992年憲法の条文は、*Hien phap Nuoc Cong hoa Xa hoi Chu nghia Viet Nam nam 1992 (Da duoc sua doi bo sung nam 2001)*, Ha Noi, Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, 2003 を参照。
- <sup>2</sup> Nguyen Dang Dung, Bui Ngoc Son, *The che chinh tri*, Nha xuất bản Ly luan Chinh tri, Ha Noi, 2004, p. 201.
- <sup>3</sup> Tran Ngoc Duong, *Quyen Con nguoi Quyen Cong dan trong Nha nuoc Phap quyen Xa hoi Chu nghia Viet Nam (Sach chuyen khao)*, Ha Noi, Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, 2004, p. 102.
- <sup>4</sup> Nguyen Van Vinh (chu bien), *Gop phan day lui nguy co, bao dam on dinh va phat trien dat nuoc (luu hanh noi bo)*, Ha Noi, Nha xuất bản Ly luan Chinh tri, 2005, pp. 44-45, Nguyen Van Vinh, *Triet hoc Chinh tri ve Quyen con nguoi (Sach chuyen khao)*, Ha Noi, Nha xuất bản Chinh tri Quoc gia, 2005, p. 115.
- <sup>5</sup> Nguyen Dang Dung, Bui Ngoc Son, p. 192.
- <sup>6</sup> ibid, p. 194.
- <sup>7</sup> ibid, p. 204.
- <sup>8</sup> ソ連ブロックの崩壊後、ベトナムのイデオログの間では社会主義の概念は明確に規定されていない。「ベトナム的社会主義的法治国家」や、「中国的特色のある社会主義」というように個別性を強調し、社会主義の解釈に幅をもたせている。
- <sup>9</sup> Nguyen Van Vinh (chu bien), p. 11.
- <sup>10</sup> Tran Ngoc Duong, p. 40. 1992年憲法では、外国籍をもつ者にベトナムの公民権を認めていない。在外ベトナム人の帰国者は、ベトナム人証明がないため、その市民的権利には様々な制限が加えられていた。しかし、2006年1月12日にホーチミン市の在外ベトナム人委員会が、初めて在外ベトナム人4名にベトナム人証明書を発行している(Cap giay xac nhan nguon goc cho Viet kieu [cited 14 January 2006] Available from <http://dangcongsan.vn>; INTERNET)。また、在外ベトナム人に国会で一定の議席を与える問題が議論されている(Viet kieu se co ghe trong Quoc hoi ? [cited 21 January 2006] Available from <http:// Viet Nam Net>;INTERNET)。
- <sup>11</sup> 鮎京正訓「ベトナムの『人権』をめぐる用語について」(作本直行編『アジアの民主化と法』アジア経済研究所、1998年)。
- <sup>12</sup> Nguyen Van Dong, *Cac quyen hien dinh ve xa hoi cua cong dan Viet Nam hien nay (sach chuyen khao)*, Ha Noi, Nha xuất bản Tu phap, 2004, p. 27, Bui Ngoc Son, *Xay dung Nha nuoc Phap quyen trong Boi canh Van hoa Viet Nam*, Ha Noi, Nha xuất bản Tu phap, 2004, p. 131. 「個人主義」とは、主として個人の利益追求のために権力を濫用することを意味しており、汚職と結びつけて捉えられることもあり、一般的に否定的な概念として用いられる。

- 
- <sup>13</sup> Bui Ngoc Son, *Xay dung ...*, p. 131.
- <sup>14</sup> 白石昌也編著『ベトナムの国家機構』明石書店、2000年、17ページ。
- <sup>15</sup> ウェーバーの方法的個人主義によれば、「社会的行為」とは、他人の行為や行動に対して、意味があって向けられている行為のことである。パーソンの社会学的機能主義では、二人以上の個人から成る人間関係のシステムが「社会システム」である。
- <sup>16</sup> 高橋佳代子「国際 NGO 活動と抗米戦争の歴史」(中野亜里編『ベトナム戦争の「戦後」』めこん、2005年、134ページ)。
- <sup>17</sup> 現在のベトナムでは私営のメディアは存在しないため、ここで言う「世論」とは公的メディア上で許容される範囲の言論を指す。
- <sup>18</sup> 中野亜里「ベトナム 二元的構造における政治変動・政治発展」(岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究』日本経済評論社、2004年、192ページ)。
- <sup>19</sup> *Hien phap ...*, p. 16, Tran Ngoc Duong, *Quyên con nguoi ...*, p. 103, Tran Ngoc Duong, *Ban ve Quyên con nguoi Quyên cong dan (sach tham khao)*, Nha xuất bản Chính trị Quốc gia, Hà Nội, 2004, p. 100.
- <sup>20</sup> Tran Ngoc Duong, *Quyên con nguoi ...*, pp. 107-109, *Ban ve ...*, p. 106.
- <sup>21</sup> Nguyen Van Vinh (chu bien), pp. 13-17.
- <sup>22</sup> *ibid*, pp. 31-32, p. 48.
- <sup>23</sup> 中野亜里「グローバル化の潮流とベトナムの内外政策 世界市場への『主体的参入』と『全民大団結』路線」(『アジア研究』第51巻第3号、2005年7月)。
- <sup>24</sup> Nguyen Van Vinh (chu bien), pp. 48-49.
- <sup>25</sup> 日本の1998年の「特定非営利活動促進法(NPO法)」は、特定非営利活動に相当する活動を規定し、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」目的でそれらの活動に従事する団体がNPOと定義されている(「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)」Available from <http://www.npo-homepage.go.jp/newmanual/hou.pdf>; INTERNET)。
- <sup>26</sup> 高橋佳代子「ヴェトナムにおける NGO 研究 ローカルパートナーとの共同事業に関する調査をもとに」龍谷大学大学院経済学研究科修士論文、2004年。なお、鈴木千鶴子の論考では、ベトナム国内で活動する NGO は、ベトナム大衆団体、ローカル NGO、海外 NGO に分類されている(鈴木千鶴子「ベトナム NGO の NGO によるコントロール」[重富真一編『アジアの国家と NGO』明石書店、2001年])。
- <sup>27</sup> Nguyen Van Vinh (chu bien), p. 184.
- <sup>28</sup> *ibid*, pp. 257-258.
- <sup>29</sup> 2005年8月の駐ベトナム日本大使館における香川香三公使からの聴取。

---

刑法の規定は、*Bo Luat Hinh Su cua Nuoc Cong hoa Xa hoi Chu nghia Viet Nam*, Ha Noi, Nha xuất ban Chinh tri Quoc gia, 2004, p. 193.

<sup>30</sup> 高橋、「ヴィエトナムにおける...」。

<sup>31</sup> VUFO-NGO Resource Center, *Viet Nam INGO Directry 2004-2005*, Ha Noi, June 2004, pp. 312 -316.

<sup>32</sup> 高橋「ヴィエトナムにおける...」。

<sup>33</sup> 高橋「国際 NGO 活動と...」pp. 136 ~ 137。

<sup>34</sup> *Viet Nam INGO Directry*, pp. 310-311.

<sup>35</sup> *ibid*, pp. 321-329.

<sup>36</sup> 2005年8月のハノイにおける日本国際ボランティア・センター事務所での聴取。

<sup>37</sup> NGO 取り込みの一環として、国外からローカル NGO に入る資金を税金として国家が徴収する制度も模索されている。たとえば、国際 NGO がローカル NGO のベトナム人のトレーナーやコンサルタントに支払う謝金から、体系的に税金を徴収する措置が講じられている。そのために、2005年現在複数の NGO が政府から会計監査を受けており、将来は政府による監査が義務づけられる可能性もある（同上）。

<sup>38</sup> 『市民として関わるベトナム 第2巻』日本国際ボランティアセンター、2001年、26ページ。

<sup>39</sup> 1990年代末までの PACCOM には、許認可の明確な判断基準がなく、国際 NGO が規則に沿って申請を行なっても、主観的な裁量を行なっていた（高橋「ヴィエトナムにおける...」）。